

# なぜ「お酒は 20 歳になってから」なのか？

## —「未成年者飲酒禁止法」制定過程から「子ども／大人」を考える—

元森絵里子（明治学院大学）

### 1. 問題意識

「お酒は 20 歳になってから」。なんとなくあたりまえとなっているフレーズだが、では、なぜ未成年は飲酒してはいけないのだろうか。幼いうちに飲酒習慣をつけると、アルコール依存に陥りやすくなる、脳や肝臓に影響がある、内分泌や性ホルモンの異常が起きやすくなり発達が阻害されたり学習がおろそかになったりするなどといったまことしやかな理由は思い浮かぶが、未成年者に飲酒させる実験ができない以上、真偽のほどはわからない。近年は取締意識が高まっているが、非行の原因になる、精神的身体的な影響などが理由としてあげられている。

さらに、仮に年少者にとってアルコールが悪影響を与えるものであったとしても、なぜ 20 歳で区切るのか。ごく幼少の子どもと 18,9 歳を同列に扱うことは必ずしも自明でないし、20 歳は、発達完了期とも、高校や大学の卒業という人生の節目とも微妙にずれている。つまり、身体の変化とも、学校から実社会へというライフステージの移行とも微妙にずれるその線を、まったく無根拠ではないものの、決定的な根拠もないフィクション（虚構／擬制）として、一定の違反をも織り込みながら運用しているのが、我々の社会の現状なのだ。

この線引きの根拠法は、「未成年者飲酒禁止法」である。同法は 1901（明治 34）年に帝国議会に立案されて以降、制定までに 22 年も要した法である。制定後も、制限年齢引き上げをめぐるさらに四半世紀議論が続けられた。これは、教育制度をはじめとする子どもを取り巻く諸制度が整備され（「保護複合体」）、年少者の発達する身体を保護し、社会化するといった意味論が広がっていった時期と並行している。

本報告では、この未成年者飲酒禁止法の帝国議会の審議過程の議論を整理し、教育的意味論とそれとは異なる意味論とのせめぎ合いを描き出したい。それによって、「子ども／大人」概念を問い直すことを試みる。

### 2. 推進論の枠組み

22 年間法案を提出し続けた根本正議員について、「同一の論旨を繰り返す」との人物評が残っているが、ここで問いたいのは個人の思想ではなく、彼を含む推進派の議論の構成である。

そのポイントは、年少者を「将来の父母」であり国家の発展のための人材であると捉える点にある。年少者の健康を保護し、教育を与えて知育を発達させることは、個人の権利擁護を超えて「国家の問題」だとみなされていた。1899（明治 32）年に、根本が本法案に先駆けて「小学校教育費国庫補助法」を成立させているように、禁酒という発想は、年少者＝教育対象＝社会のためという教育的ないし社会政策的な論理と強く結びついて語られていたのである。

しかし、教育制度の公的な論理としては広く受け入れられ始めていたこのような論理構成も、酒という分野では簡単には受け入れられない。これに対して様々な立場から反論が出て否決や審議未了が続くのである。

反論に対して、推進派は、年少者の禁酒を推進する意味論を洗練させていく。年少時からの習慣づけの重要性が強調され、身体が発達に対する「アルコールの害」を実証する「医学的根拠」が持ち出される。こうして、保護や社会化の必要性は、発達する身体に関する想定と結びついていく。

### 3. 反対論のパターン

反対論には、4つのパターンがある。

第 1 に、旧来の飲酒慣行と齟齬があるというもの。冠婚葬祭の場合の飲酒や、酒を飲んで一人前という価値観が提起される。ただ、ここで強調される「伝統」が本当に伝統であったかは疑わしい。そして、この反論は、科学技術の発達で酒を飲むのが「英雄豪傑」という時代ではないという再反論にあてていく。

第 2 に、酒は財源という反論は根強い。戦前期、酒造税は長らく国税収入の 1 位であったが、

年少者もその酒の消費者と捉えられていたと言える。年少者を教育的意味論とは別様に年少者をまなざす論理があったことがうかがえる。

第3に、年少者の保護や社会化の必要は認めるが、それは法で定める問題ではなく、道徳を扱う家庭や学校、宗教の問題であるという反論もあった。さらに、完全な取り締まりが難しい以上、見逃しが多すぎると法の権威や立法の権威を損ねるという発想があった。年少者の教育的意味論を法で裏付けるという発想がなかったことがわかる。

第4に、年少者保護・社会化の必要性を認めるが、年齢で区切るのではなく学生か否かで区切るべきだという議論があった。そこで重要とされたのは、学生／労働者という階層的な差異であった。推進論からも、年齢で区切るのは、文明国に従っただけだと、基準が便宜的なものであることがあからさまにされるが、この制度で区切るか年齢で区切るかという揺れは、今現在まで残る揺らぎであろう。

#### 4. 論調の転換と法案の成立

この推進論と反対論の構図は、大正期に入って変化する。まず、社会の能率や労働者の思想問題対策、徴兵の質の向上などという論理で、階層横断的に年少者をまとめて法の網にかけるという発想が受容されていく。人を年齢で切り、家庭と学校で保護・社会化したのち、生産活動へと送り出すという順序が自明化するのである。そして、この変化の中では、酒造税減収等の反論もはや声高には主張できないものとなる。

さらに、法がそれを裏打ちすることにも合意が調達されていく。法をつくること自体が道徳効果を持ち、国際社会へのアピールにもなるという新しい法律観が受容されていく。

しかし、そうなったとき、今度はどの年齢で区切るかが問題となる。とりわけ、選挙権や青年団加入年齢と一致する「25歳」という年齢は強いリアリティを持っていた。医学や生理学による発達の完了期が25歳ごろという知見も持ち出される。結局どの年齢も、決め手などないのである。他国の状況などを鑑みて、なんとなく「20歳」で決着がつけられていくことになり、1922（大正11）年、法案は成立する。

#### 5. 改正問題で蒸し返される議論

話はここで終わらない。「未成年者」を「二十

五歳未満の者」に改める法改正案が提出されるのである。25歳発達完了説は大正期に一定のリアリティを持っていた。加えて、この年齢は多くの制度と整合的であったし、飲酒の習慣形成や生殖等優生学的観点を考えても、20代前半まで禁酒させた方がいいという発想は一理あった。

しかし、民法上の成人概念や徴兵年齢と重なる「20歳」という区切りは、すでに相当社会的に定着していた。20歳以上は法で無理強いはできない、成人への侮辱であるといった反論が出され、改正案は審議未了を繰り返す。

25歳説も20歳説も同程度に理があり同程度にうさんくさいため、この過程で年齢で区切ること自体のうさんくさが何度も暴露される。法で強制することの是非という問題も再燃し、未成年者を飲酒禁止にすることの妥当性まで蒸し返される。さらに、階層横断的に学生と労働者をひとくくりにする必要があるのかという論点も、また繰り返される。声高ではないものの、酒税の問題も出てくるし、酒を飲んでこそ一人前という議論も蒸し返される。

太平洋戦争期には、慰問としての酒や、志気を高めるための酒の必要性がさかんに語られる。戦局が逼迫した中、戦力増強のために禁酒がいいのか飲酒がいいのか検討せよという意見が出るに至っては笑い話にもならない。

#### 6. 空転する言葉・曖昧に運用される制度

人を年齢で「年少者」と「それ以上」に区切り、前者を保護・社会化の機関に囲い込むという制度連関は、法による基礎づけを伴ってタテマエとして成立した。しかし、労働者を学生と分ける発想や、年少者をも消費者・納税者と見る発想など、別様に見る視線も根強い。線引きの恣意性は繰り返し暴露されている。

結局、義務教育期、ハイティーン、20歳、25歳などの複数の線が、発想としても制度としても共存した中、飲酒禁止の20歳という線引きは、ある種の虚構であり擬制にすぎないものであることを時にあからさまにしながら、日常生活の中に織り込まれていったのである。

私達は今もなお、教育的論理はフィクションだどこか自覚しながら、日常の中で語ったり無視したりしている。「子ども」や「青年」という社会的カテゴリーは、こういった運用実態の水準で描き直される必要がある。